

○建設省告示第四百四十六号

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一〜九 略

十 木質接着成形軸材料（接着剤を用いて単板又はストランドを成形した軸材料をいう。以下同じ。）及び木質複合軸材料（製材、集成材、木質接着成形軸材料その他の木質材料を接着剤を用いて複合した軸材料をいう。以下同じ。）

第二・第三 略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

第一第十号に掲げる建築材料	構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第四百四十三号）に適合する構造用単板積層材	
---------------	--	--

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

区分	品質基準	測定方法等
第一第十号に掲げる建築材料	一 断面寸法及び曲がりの基準値並びにその許容差が定められていること。ただし、湾曲形状を意図した材料については、曲がりの基準値は規定しなくてもよい。	一 次に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する測定方法によること。 イ 試験体の採取は、次に定めるところによること。 (1) 標本は生産、加工、流通及び施工の各段階で同定可能な母集団から、当該母集団の材料特性を適切に表すものとなるように収集すること。 (2) 同一の標本より採取する試験体の数は、母集団の特性値を適切に推定できる数とすること。 ロ 試験体の養生は、温度摂氏二十度正負二度、相対湿度六十五パーセント正負五パーセントの環境下で平衡状態になるまで行うこと。 ハ 形状及び寸法の測定は、ノギス、マイクロメータ又

<p>二 含水率の基準値が定められていること。ただし、木質複合軸材料について、各構成要素の含水率が確かめられた場合は、この限りでない。</p>	<p>はこれらと同等以上の精度を有する測定器具を用いること。 二 曲がり、平成九年農林水産省告示第千三百八十一号第六条に規定する測定方法によること。 二 JIS Z 2201（木材の試験方法）―一九九四の三、二の含水率の測定方法又はこれと同等以上に含水率を測定できる方法によること。</p>
<p>三 木質複合軸材料にあつては、各構成要素の曲げ、せん断の各基準強度及び弾性係数が定められていること。 各構成要素の接合に用いる接着剤の品質について、次に定めるもののほか、必要に応じて接着の性能を維持させるのに必要となる次の項目が定められていること。</p>	<p>三 各構成要素ごとに、受け入れ時に書類等で確認すること。</p>
<p>イ Ⅲ（接着剤フィルムと</p>	

<p>する場合は、二・五以上とする。） ロ 化学的な一般名称 ハ 貯蔵及び調合の過程 ニ 被着材の条件 ホ 可使時間（使用環境温度並びに被着材の含水率、ごとのオープンアセンプリータイム及びクローズドアセンプリータイムをいう。） ヘ 最小塗布量 ト 最小圧縮圧 チ 接着時の最低温度及び最低養生時間 リ 被着材の含水率の許容最大値及び最小値 ヌ せん断強度（圧縮せん断試験によるものとし、含水率十二パーセントのベイマツ（ただし、比重〇・四三以上の無欠点材とする）に対し、一平方</p>	
--	--

ミリメートルにつき七・三八ニュートン以上とする。）

ル 促進劣化試験の実施条件と同試験による強度残存率
 ヲ 促進劣化後の剥離試験による木破率

四 曲げ強度及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。

四 第一第十号に掲げる材料の種類に応じ、それぞれイ又はロに定める方法又はこれらと同等以上に(イ)欄の基準値を測定できる方法によること。

イ 木質接着成形軸材料 平成十二年農林水産省告示第九百八十九号別記三(6)又は次に定めるところにより行うこと。

(1) 試験体の採取は、(イ)欄第一号イによること。この場合において、試験体の数は、積層方向に(4)の曲げ試験を行うもの及び積層方向と直角の方向に(4)の曲げ試験を行うものを、それぞれ二体以上としなければならない。

(2) 試験体の養生は、(イ)欄第一号ロによること。

(3) 試験体の寸法は、次に定めるところによること。

(i) 厚さは積層方向の長さ(以下「層厚」という)とすること。

(ii) 長さはその層厚の二十三倍とすること。
 (iii) 幅は九十ミリメートルとすること。

(4) 曲げ試験は、次に定めるところにより行うこと。

(i) 支点は試験体の中央より対称となる位置に設け、支点間距離は層厚の二十一倍とすること。

(ii) 荷重を加える点(以下「載荷点」という。)は(1)の支点間を三分する位置に設けること。

(iii) 材料の表面を単板とし、その最外部に単板の継ぎ目を設けた場合には、当該継ぎ目が試験体の支持部の中央に位置し、引張力が作用するように試験体を設置しなければならない。

(iv) (ii)の載荷点にはそれぞれ等しい荷重を加えることとし、加える荷重の速度の平均値(以下「平均荷重速度」という。)は一分間あたり一平方ミリメートルにつき十五ニュートン以下とすること。

(v) 試験体に作用する荷重及び試験体の中央におけるたわみ量を適切な精度で測定すること。
 (5) 曲げ強度の基準値は、次に定める式によって計算した試験体ごとの曲げ強度の平均値とすること。

$$F_b = \frac{P_{max} \cdot l}{B \cdot D^2}$$

この式において、 F_b 、 P_{max} 、 l 、 B 及び D は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Fb 曲げ強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

Pmax (4)の試験における最大荷重(単位 ニュートン)

l 支点間距離(単位 ミリメートル)

B 試験における幅(単位 ミリメートル)

D 試験におけるせい(単位 ミリメートル)

(6) 曲げ弾性係数の基準値は、次に定める式によつて計算した試験体ごとの曲げ弾性係数の平均値とする。

$$E_b = \frac{23AP \cdot l}{108B \cdot D^3 \Delta y}$$

この式において、E_b、ΔP、l、B、D及びΔyは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_b 曲げ弾性係数(単位 ニュートンミリメートル)

ΔP (4)の試験により得られた荷重変形関係の比例域における上限荷重と下限荷重との差(単位 ニュートン)

l、B及びD (5)の式に定めるl、B及びD

の数值(単位 ミリメートル)
Δy ΔPを得た上限荷重及び下限荷重にそれぞれ対応するたわみ量の差(単位 ミリメートル)

ロ 木質複合軸材料 各構成要素の曲げ強度及び曲げ弾性係数並びに構成要素間の接着強度及び接着剛性に基づいて統計的に合理性を有する方法で計算した数值(以下この号において「計算値」という。)とし、基準値の種類に応じて次の表に定める式に適合することを確かめること。ただし、曲げ強度については、次に定める方法により別に求めた数值とすることができる。

(1) 試験体の数は、試験を行う試験体のせいの種類ごとにそれぞれ十体以上とすること。ただし、せいを三種以下とする場合は、更に、その合計を五十三体以上としなければならない。

(2) 曲げ試験は、次に定めるところにより行うこと。
(i) 支点間距離は試験体のせいの十七倍以上二十一倍以下とすること。

(ii) 載荷点は、(i)の支点間を三等分する位置に設け、局部破壊のおそれのある場合にあってはクロスヘッドの使用その他の有効な防止措置を講ずること。

(iii) (ii)の載荷点にはそれぞれ等しい荷重を、試験体

の破壊まで漸増して加えること。この場合において、荷重を加え始めてから試験体が破壊するまでの時間は、一分以上としなければならない。

(3) 曲げ強度の基準値を、(2)の試験により得られた荷重変形関係から、試験体ごとの曲げ強度の信頼水準七十五パーセントの九十五パーセント下側許容限界として求めること。

表

基準値の種類	適合する関係式
曲げ強度	$T \geq E$
曲げ弾性係数	$\frac{T}{E} < 1.0 + \frac{\sigma}{\sqrt{n}}$

この表において、 T 、 E 、 σ (x) 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

T 計算値 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

E 一体以上の試験体について(2)の曲げ試験によって確認した曲げ強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

σ (x) x の標準偏差

n 試験体の数 (単位 個)

五 せん断強度及びせん断弾性係数の基準値が定められていること。

五

木質系材料の種類に応じ、それぞれイ又はロに定める方法又はこれらと同等以上にせん断強度及びせん断弾性係数を確認できる方法によること。

イ 木質接着成形軸材料 平成十二年農林水産省告示第九百八十九号別記三(4)のほか、次による。

(1) 試験体の採取は、(ロ)欄第一号イによること。この場合において、試験体の数は、積層方向に(4)の曲げ試験を行うもの及び積層方向と直角の方向に(4)の曲げ試験を行うものを、それぞれ二体以上としなければならない。

(2) 試験体の養生は、(ロ)欄第一号ロによること。試験体の寸法は、次に定めるところによること。

(3) (i) 厚さは層厚とすること。ただし、積層方向と直角の方向に(4)の曲げ試験を行う試験体にあつては、当該試験体の中央の層を含み、四十ミリメートル以下としなければならない。

(ii) 長さはその層厚の六倍とすること。

(iii) 幅は四十ミリメートルとすること。

(4) 水平せん断試験は、次に定めるところにより行うこと。

(i) 支点は試験体の中央より対称となる位置に設け、支点間距離は層厚四倍とすること。

(ii) 載荷点は、(i)の支点の中央とすること。

- (iii) 荷重は、(ii)の載荷点に曲率半径三十ミリメートル以上のクロスヘッドを介して加えることとし、平均荷重速度は一分間あたり一平方ミリメートルにつき十五ニュートン以下とすること。
- (iv) 試験体に作用する荷重及び試験体の中央におけるたわみ量を適切な精度で測定すること。
- (5) 水平せん断強度は、次に定める式によって計算した数値とすること。

$$F_s = \frac{3}{4} \frac{P_{max}}{B \cdot D}$$

この式において、 F_s 、 P_{max} 、 B 及び D は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- F_s せん断強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
- P_{max} (4)の試験における最大荷重(単位 ニュートン)
- B 試験における幅(単位 ミリメートル)
- D 試験におけるせい(単位 ミリメートル)
- (6) せん断弾性係数は、(4)の試験により得られた荷重変形関係から求めること。
- 木質複合軸材料 次による。
- (1) 試験体の数は、試験を行う試験体のせいの種類(

- 三種類以上とする。()ごとにそれぞれ十体以上とすること。
- (2) 水平せん断試験は、次に定めるところにより行うこと。

- (i) 載荷点は、試験体の中央又は中央から等しい距離だけ離れた二点とすること。
- (ii) 支点は、(i)の載荷点から試験体の端部側にそれぞれ試験体のせいの一・五倍以上の距離だけ離して設けること。
- (iii) (i)の載荷点に荷重(荷重を加える点の数を二とした場合は、それぞれ等しい荷重とする。)を、クロスヘッドを介して試験体の破壊まで漸増して加えること。この場合において、荷重を加え始めてから試験体が破壊するまでの時間は、一分以上としなければならない。
- (iv) (iii)のクロスヘッドの形状は、フランジの局部的な圧潰を引き起こすおそれのないものとする。
- (v) 試験体のウェブ部分にあつては、(ii)の載荷点から三百五ミリメートル未満の部分に継手を設けてはならない。ただし、当該継手が(i)の支点と(ii)の載荷点の中央に位置する場合は、この限りでない。

<p>六 めりこみ強度及びめりこみ弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>六 次に定める方法又はこれと同等以上に(イ)欄の各基準値を測定できる方法によること。ただし、木質複合軸材料について、材の組み合わせによる影響を考慮し、各構成要素(支障のない場合は、フランジ部分に用いるものとする。)のめりこみ強度及びめりこみ弾性係数の基準値を用いて計算した場合は、当該数値とすることができ。</p> <p>イ 試験体の採取は、(イ)欄第一号イによること。 ロ 試験体の養生は、(イ)欄第一号ロによること。 ハ 試験体は、第一第十号に掲げる材料の種類に応じ、それぞれ次の(1)又は(2)に定める寸法とすること。 一 (1) 木質接着成形軸材料 形状は直方体とし、一辺の長さが二センチメートル以上の正方形の断面及び材軸方向に当該辺の長さの三倍の数値の長さを有するものとする。 二 (2) 木質複合軸材料 長さを試験体の幅の三倍とする</p> <p>(3) せん断強度の基準値は、(2)の試験により得られた荷重変形関係から、回帰分析により各試験体ごとのせん断強度の信頼水準七十五パーセントの九十五パーセント下側許容限界として求めること。 (4) せん断弾性係数の基準値は、(2)の試験により得られた荷重変形関係から、各試験体ごとのせん断弾性係数の平均値として求めること。</p>
<p>七 湿润状態となるおそれのある部分に使用する材料とする場合は、(イ)欄第四号か</p>	<p>ニ めりこみ試験は、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1) 荷重を加える方向は試験体の材軸と直行方向とし、試験体は底面による全面支持とすること。 (2) 荷重は、試験体の幅と等しい幅及び当該幅の数値より大きな長さを有する鋼製ブロックを介して、試験体の中央に加えること。ただし、試験体の長軸方向と鋼製ブロックの長さ方向は直交するものとしなければならぬ。 (3) 試験体に作用する荷重及び収縮量を適切な精度を有する方法で測定すること。</p> <p>ホ めりこみ強度の基準値は、ニの試験による試験体の収縮量が試験体のせいりの五パーセントに達したときの荷重を試験体の受圧面積で除して得た各試験体ごとのめりこみ強度の、信頼水準七十五パーセントにおける九十五パーセント下側許容限界値として求めること。 ヘ めりこみ弾性係数の基準値は、ニの試験により得られた荷重と収縮量との関係から、各試験体ごとのめりこみ弾性係数の平均値として求めること。</p> <p>七 次に定める方法又はこれと同等以上に含水率の調整係数を測定できる方法によること。ただし、木質複合軸材料について、材の組み合わせによる影響を考慮し、各構</p>

ら前号までの各力学特性値に対する含水率の調整係数が定められていること。

支障がない場合にあつては、めりこみ及びせん断の各特性値に対する調整係数は、曲げに関する調整係数により代替することができる。

成要素の調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができ。

イ 試験体の採取は、(ハ)欄第一号イによるほか、次に定めるところによること。

(1) 標本の数は十以上とすること。

(2) 同一の標本より採取する調整係数用本試験体の数は、十以上とすること。

(3) (2)の本試験体に隣接又は材料特性の差が最も小さくなる位置からサイドマッチング用試験体を抽出すること。

ロ サイドマッチング用試験体は、(ハ)欄第三号ロに示す方法で養生を行い、当該環境下で(ハ)欄第四号から前号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性値を求めること。

ハ 調整係数用本試験体は、次の使用環境条件又は部位に応じて(1)又は(2)のいずれかに定める環境下で養生を行い、当該環境下で(ハ)欄第四号から前号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性値を求めること。

(1) 直接外気にさらされる環境又は常時湿潤状態における環境(以下「常時湿潤環境」という。)

気

温摂氏二十度正負二度及び相対湿度九十五パーセント正負五パーセント

(2) 屋外に面する部分に使われる下地材又は断続的に湿潤状態となるおそれのある部分(防水シート等有効な防水措置が講じられていない床、壁及び屋根下地等を含む。)

における環境(以下「断続湿潤環境」という。)

気温摂氏二十度正負二度及び相対湿度八十五パーセント正負五パーセント
含水率の調整係数は、調整係数用本試験体ごとに計算した、ハで得られた力学特性値のロで得られた対応するサイドマッチング用試験体についての力学特性値の平均値に対する比率を更に平均して得た数値(一・〇を超える場合は一・〇とする。)

次に定める方法又はこれと同等以上に荷重継続時間の調整係数を測定できる方法によること。

ただし、木質複合軸材料について、材の組み合わせによる影響を考慮し、各構成要素の調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。

イ 試験体の採取は、(ハ)欄第七号イによること。

ロ 試験体の養生は、(ハ)欄第一号ロによること。

ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。

八 (2)欄第四号のうち曲げ強度、第五号のうちせん断強度及び第六号のうちめりこみ強度に対する荷重継続時間の調整係数が定められていること。

支障がない場合にあつては、めりこみ強度及びせん断強度に対する調整係数は

、曲げ強度に関する調整係数により代替することができる。

九 (2) 欄第四号のうち曲げ弾性係数、第五号のうちせん断弾性係数及び第六号のう

二 サイドマッキング用試験体について、(2) 欄第四号から第六号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性値を求めること。

ホ 二で得られた曲げ強度に対して三以上の段階の割合(以下「応力レベル」という。)を選択し、これを各調整係数用本試験体に対応するサイドマッキング用試験体の曲げ強度の平均値に乗じた応力に対応する荷重をそれぞれ十体以上の調整係数用本試験体を与え、試験体が破壊するまでの時間(以下「破壊荷重継続時間」という。)を計測すること。この場合において、少なくとも一以上の応力レベルにつき、すべての試験体の半数以上の破壊荷重継続時間を六ヶ月以上としなければならぬ。

ヘ 荷重継続時間の調整係数は、ホにより計測した各調整係数用本試験体の応力レベル毎の破壊荷重継続時間の常用対数と応力レベルの関係について回帰直線を求め、回帰直線上において五十年に相当する応力レベル(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)として求めること。

九 次に定める方法又はこれと同等以上にクリープの調整係数を測定できる方法によること。ただし、木質複合軸材料について、材の組み合わせによる影響を考慮し、各

ちめりこみ弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。
支障がない場合にあつては、めりこみ及びせん断の各力学特性値に対する調整係数は、曲げに関する調整係数により代替することができる。

構成要素の調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができ。

イ 試験体の採取は、(2) 欄第七号イによること。

ロ 試験体の養生は、(2) 欄第一号ロによること。

ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。

ニ サイドマッキング用試験体について、(2) 欄第四号から第六号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性値を求めること。

ホ 十体以上の調整係数用本試験体について、対応するサイドマッキング用試験体の二で求めた力学特性値の平均値に(2) 欄第七号の含水率の調整係数、(2) 欄第八号の荷重継続時間の調整係数及び(2) 欄九号を乗じて得られる応力に相当する荷重を与え、弾性係数を求める際に用いた部分に相当する部分の変位を、荷重を加え始めてから、一分、五分、十分、百分及び五百分後並びにその後二十四時間毎に五週間以上計測すること。

ヘ ホの調整係数用本試験体それぞれについて、試験剛性低減係数を算出すること。

ト ヘにより算出した各調整係数用本試験体のそれぞれに時間に対応した試験剛性低減係数(一分及び五分に

<p>十 (2) 欄第四号から第六号までの各基準値に対する事故的水濡れの調整係数が定められていること。</p> <p>支障がない場合にあつては、めりこみ及びせん断の各特性値に対する調整係数は、曲げに関する調整係数により代替することができ</p>	
<p>対応するものを除く。)の常用対数と、時間の常用対数との関係について、回帰直線を求めること。</p> <p>チ クリーブの調整係数は、トで得られた回帰直線上の、五十年に相当する数値(一・〇を超える場合は一・〇とする。)として求めること。</p> <p>十 次に定める方法又はこれと同等以上に事故的水濡れの調整係数を確認できる方法によること。</p> <p>イ 試験体の採取は、(2)欄第七号イによること。</p> <p>ロ 試験体の養生は、(2)欄第一号ロによること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。</p> <p>ニ サイドマツチング用試験体について、(2)欄第四号から第六号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性値を求めること。</p> <p>ホ 調整係数用本試験体は、採取後に試験体の片面に均一に散水できる装置により七十二時間散水した後、自然乾燥、熱風による乾燥その他これらに類する方法で気乾状態まで乾燥させること。</p> <p>ヘ ホの処理後の調整係数用本試験体について、(2)欄第四号から第六号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性値を求めること。</p>	<p>ト 事故的水濡れの調整係数は、調整係数用本試験体ごとに計算した、へで得られた力学特性値の二で得られた対応するサイドマツチング試験体についての力学特性値の平均値に対する比率を更に平均して得た数値(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)として求めること。</p> <p>十一 次に定める方法又はこれと同等以上に接着耐久性に関する各力学特性値の残存率を測定できる方法によること。ただし、木質複合軸材料について、材の組み合わせによる影響を考慮し、各構成要素及び接着剤の各調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができ</p>

<p>十一 接着耐久性に関する強度及び剛性の残存率が、それぞれ〇・五以上として定められていること。ただし、第三号に掲げる接着剤の品質が確認され、かつ促進劣化試験による強度残存率が適切な値である場合にあつてはこの限りではない。</p>	
<p>ト 事故的水濡れの調整係数は、調整係数用本試験体ごとに計算した、へで得られた力学特性値の二で得られた対応するサイドマツチング試験体についての力学特性値の平均値に対する比率を更に平均して得た数値(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)として求めること。</p> <p>十一 次に定める方法又はこれと同等以上に接着耐久性に関する各力学特性値の残存率を測定できる方法によること。ただし、木質複合軸材料について、材の組み合わせによる影響を考慮し、各構成要素及び接着剤の各調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができ</p>	<p>イ 試験体の採取は、(2)欄第七号イによること。ただし、木質複合軸材料について、各構成要素ごとの接着耐久性が明らかかな場合にあつては、それらの接合部分についての試験体とすることができ</p> <p>ロ サイドマツチング用試験体について、(2)欄第四号(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより(2)欄第四号の各力学特性値を求めること。</p>

ハ 調整係数用本試験体について、劣化処理を実施すること。

ニ ハの劣化処理後の試験体について、(イ)欄第四号(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより(ロ)欄第四号の各力学特性値を求めること。

ホ ハの劣化処理は、次の分類に応じ、(1)から(3)までに定める方法とすること。

(1) 加熱冷却法 次の(i)から(v)までの処理を順に実施する方法

(i) 摂氏四十九度正負二度の水中に一時間浸漬する

(ii) 摂氏九十三度正負三度の水蒸気中に三時間曝露する。

(iii) 摂氏マイナス十二度正負三度で二十時間曝露する。

(iv) 摂氏九十九度正負二度の乾燥空気中で三時間曝露する。

(v) 摂氏九十三度正負三度の水蒸気中で三時間曝露する。

(vi) 摂氏九十九度正負二度の乾燥空気中で十八時間曝露する。

(2) 煮沸法 次の(i)から(vi)までの処理を順に実施する

方法

(i) 沸騰水中に四時間以上浸漬する。

(ii) 常温水中に一時間以上浸漬する。

(iii) 摂氏七十度正負三度に設定した恒温恒湿機中で気乾状態になるまで乾燥する。

(3) 減圧加圧法 次の(i)から(vi)までの処理を順に実施する方法

(i) 六百三十五ミリメートル水銀柱に減圧した常温水中に五分以上浸漬する。

(ii) 一平方センチメートルあたり五・二正負〇・三キログラム重に加圧した常温水中に一時間以上浸漬する。

(iii) 摂氏七十度正負三度に設定した恒温恒湿機中で気乾状態になるまで乾燥する。

ヘ ニの処理後の試験体について、(イ)欄第四号(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより(ロ)欄第四号の各力学特性値を求めること。

ト 各力学特性値の残存率の算出に用いる数値を、調整係数用本試験体ごとに計算した、ニで得られたそれぞれの力学特性値のロで得られた対応するサイドマツチング試験体についての当該力学特性値の平均値に対する比率を更に平均して得た数値として計算すること。

	<p>十二 耐久処理を施したものにあっては、処理薬剤名が明らかにされ、かつ、防腐剤含有量の基準値が定められていること。</p> <p>耐久処理（インサイジングを含む）による力学特性値の低下率の基準値が定められていること。又は、担保される力学特性値が低下率を反映したものであること。</p>	<p>チ 各力学特性値の残存率は、へで計算した数値について、使用する環境に応じ、それぞれ次の(1)から(3)までの条件を満たすものとする。</p> <p>(1) 常時湿潤環境 加熱冷却法（繰り返しの回数を六回とする。）による試験で得られた数値</p> <p>(2) 断続湿潤環境 煮沸法（繰り返しの回数を二回とする。）及び減圧加圧法（繰り返しの回数を二回とする。）で得られた数値のうちいずれか小さな数値</p> <p>(3) 乾燥環境（(1)又は(2)以外の環境をいう。以下同じ。） 煮沸法及び減圧加圧法で得られた数値のうちいずれか小さな数値</p> <p>十二 次に定めるところによる。</p> <p>イ 耐久処理に用いた薬剤の種類及びその分析は、JIS K一五七〇（木材防腐剤）——一九九八による。</p> <p>ロ 耐久処理による力学特性値の低下率の基準値は、耐久処理を施したものについての(イ)欄第四号から第六号までの各基準値の耐久処理を施さないものについての当該基準値に対する比率とする。</p>
--	--	---

別表第三（検査項目及び検査方法）

<p>(イ) 建築材料の区分</p>	<p>(ロ) 検査項目</p> <p>第一第十号に掲げる建築材料</p> <p>別表第二(イ)欄に規定する品質基準のすべて</p>	<p>(ハ) 検査方法等</p> <p>一 寸法及び形状並びに各構成要素及び接着剤の品質（木質複合軸材料に限る。）は、資材の受入時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によって行う。</p> <p>二 前号に掲げる以外の項目の検査は、構成要素の種類、接着剤の種類、生産方法等の条件が異なる毎に別表第二(ロ)欄に掲げる測定方法によって行う。ただし、当該建築材料ごとの特性及び調整係数による強度等の低減の度を考慮して、代表的な品質基準についての代替的な検査方法により合理的に品質を確保することができる場合においては、この限りでない。</p>
--------------------	---	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。